

## 工事写真撮影要領

第1 この要領は、開発行為又は中高層建築物等の建築により新たに設置される公共施設及び公益的施設の施工途中における工事の施工状況を把握し、施工が適切に行われているかを確認するため参考資料として工事写真の撮影方法及び整理方法等について定める。

第2 工事写真の撮影時期及び箇所は、次に示すものを標準とする。

1. 着手前及び完成の全景
2. 施工状況（各種別及び工程毎）
  - ①土工【掘削・床堀、埋戻、盛土、敷均し・締固め等】
  - ②基礎工【寸法、形状、位置、材料等】
  - ③路盤工【寸法、不陸整正、下層路盤、上層路盤、材料等】
  - ④舗装工【寸法、敷均し・締固め、瀝青材料、材料等】
  - ⑤集・排水工、その他の構造物【寸法、形状、位置、材料等】
  - ⑥その他公共施設及び公益的施設に関するもの
  - ⑦交通安全対策状況【交通誘導員、看板等】

第3 写真の撮影にあたっては、次の事項に注意する。

1. 工事写真は、撮影年月日、工事名、工種名、施工場所を表示した小黒板等を掲げて撮影する。
2. 構造物等の寸法測定写真は、すべて箱尺等の測定器具にあて、構造物等の寸法を明確に読み取ることができるようにする。
3. 作業状況が確認できるよう範囲を調整して撮影する。
4. 構造物は、規格別及び箇所別ごとに全て撮影する。

第4 写真の規格・整理等は次によるものとする。

1. 写真はカラーとする。
2. 工事写真は、A4判の工事写真帳に整理する。
3. 開発行為に関する工事の写真帳の表紙には、開発許可年月日及び許可番号、開発区域の所在地、開発者、工事施工者の名称（氏名）を記載する。
4. 集合住宅の建築に関する工事の写真帳の表紙には、年月日、区域の所在地、事業者、工事施工者の名称（氏名）を記載する。
5. 工事写真には、工事写真帳の余白に説明書きを記入し、工程毎に見だしを付ける。

第5 工事写真の提出部数は次のとおりとする。

1. 工事写真は、公共施設及び公益施設の帰属と管理に関する要綱第4条第1項に規定する公共公益施設の工事完了検査申請書に添えて1部提出する。
2. 工事途中において報告を求めた写真については、町長が必要とする部数。